

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」
の一部改正について

（傍線部分は改正部分）

平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号

最終改正：平成 29 年 6 月 14 日国自環第 10 号

改 正	現 行
<p>1. 施行規則第 36 条第 5 項関係</p> <p>「当該自動車が道路運送車両の保安基準第 30 条第 1 項の基準（同令第 58 条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあっては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第 6 項及び第 62 条の 5 の規定に基づく基準の指定について（依命通達）」（平成 15 年 10 月 1 日付け国自技第 149 号、国自環第 131 号）1. (1) 1) に係る自動車にあっては、保安基準第 30 条第 1 項の基準に係る試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた機関において実施された試験結果を表す書面。<u>ただし、騒音防止装置を共通構造部の範囲に含む場合にあっては、新規検査を申請する者等が、新規検査の際に提示する自動車の騒音防止装置がその共通構造部について指定を受けた際の騒音防止装置から変更のない旨を記載した書面とすることができる。</u></p>	<p>1. 施行規則第 36 条第 5 項関係</p> <p>「当該自動車が道路運送車両の保安基準第 30 条第 1 項の基準（同令第 58 条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあっては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第 6 項及び第 62 条の 5 の規定に基づく基準の指定について（依命通達）」（平成 15 年 10 月 1 日付け国自技第 149 号、国自環第 131 号）1. (1) 1) <u>及び 2)</u> に係る自動車にあっては、保安基準第 30 条第 1 項の基準に係る試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた機関において実施された試験結果を表す書面</p>

(2) 同通達1.(1)2)に係る自動車にあつては、「製造過程自動車の型式認定に関する規程」(平成26年国土交通省告示第120号)に規定する製造過程自動車出荷検査終了証

(3) 同通達1.(1)3)に係る自動車にあつては、保安基準第30条第1項の基準に係る試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた機関において実施された試験結果を表す書面。ただし、道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置又は同条第7項の規定によりその型式について指定を受けたものとみなす騒音防止装置を備える場合にあつては、新規検査を申請する者等が、新規検査の際に提示する自動車の騒音防止装置がその装置の指定を受けた騒音防止装置から変更のない旨を記載した書面とすることができ、それ以外の場合にあつては、新規検査を申請する者等が、新規検査の際に提示する自動車の騒音防止装置が新型届出された際の騒音防止装置から変更のない旨を記載した書面とすることができる。

(4) 同通達1.(1)4)に係る自動車にあつては、「輸入自動車特別取扱制度について(依命通達)」(平成10年11月12日付け自審第1255号)に規定する輸入自動車特別取扱自動車届出済証

(5) 同通達1.(1)5)に係る自動車(二輪自動車に限る。)にあつては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)第118条第1項第3号イに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面(近接排気騒音の値を確認できるものに限る。)。ただし、ロからへの書面にあつては、本邦に輸入する自動車に限る。

イ～ヘ (略)

(6) 同通達1.(1)5)に係る自動車(二輪自動車を除く。)にあつて

(2) 同通達1.(1)3)に係る自動車にあつては、「輸入自動車特別取扱制度について(依命通達)」(平成10年11月12日付け自審第1255号)に規定する輸入自動車特別取扱自動車届出済証

(3) 同通達1.(1)4)に係る自動車にあつては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)第118条第1項第3号イに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面(近接排気騒音の値を確認できるものに限る。)。ただし、ロからへの書面にあつては、本邦に輸入する自動車に限る。

イ～ヘ (略)

は、細目告示第 118 条第 1 項第 3 号ロに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面（近接排気騒音の値を確認できるものに限る。）。ただし、ロからニの書面にあっては、本邦に輸入する自動車に限る。

イ 保安基準第 30 条第 1 項の基準に係る試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた機関において実施された試験結果を表す書面

ロ 協定規則又は欧州連合規則に基づく認定証

ハ 車体において、協定規則に基づくマークが車両識別表示（車両データプレート）内か又はその近くに表示されていることを示す書面及び欧州連合指令に基づく自動車製作者が発行する完成車の適合性証明書（COC ペーパー）

ニ 細目告示第 118 条第 1 項第 3 号ロの基準に適合していることを証する書面であって、当該自動車を製作した者が証明した書面

2. ～ 4. (略)

2. ～ 4. (略)

